



発行 東京都

目次

17

条 例

- 東京都学校経営支援センター設置条例の一部を改正する条例……………（東京都教育委員会）…二
- 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…二
- 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（都市整備局）…三
- 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 東京都市計画事業新宿駅直近地区土地区画整理事業施行規程……………（同）…五

条例のあらまし

- 東京都学校経営支援センター設置条例の一部を改正する条例（条例第一一号）
 - 一 東京都立小学校の設置に伴い、規定を整備します。
 - 二 この条例は、公布の日から施行します。

●学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（条例第二二号）

一 学校職員の定数を改めます。

区分	改正後（人）	改正前（人）	増（△）減
小学校	三三、二一六	三三、七八八	四二八
中学校	一六、〇六二	一五、八一	二五一
高等学校	一〇、五四三	一〇、六九九	△一五六
特別支援学校	五、九七六	五、九一一	六五
合計	六五、七九七	六五、二〇九	五八八

二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（条例第一三号）

- 一 母子保健健診休暇等の報酬の取扱いに関する規定を改めます。
- 二 東京都立小学校の設置に伴い、規定を整備します。
- 三 この条例は、令和三年四月一日ほかから施行します。

●東京都立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第一四号）

- 一 小学校教育の振興を図るため、新たに都立小学校を設置します。
 - (一) 名称 東京都立立川国際中等教育学校附属小学校
 - (二) 位置 立川市曙町三丁目一三番一五号
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第一五号）

- 一 東京都立小学校の設置に伴い、入学検査料を定めるとともに、規定を整備します。
 - 入学検査料 小学校 二、二〇〇円

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第一六号)

一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第二六六号)の施行に伴い、省エネ基準への適合を建築確認の要件とする建築物の対象に係る延べ面積の規定を細分化するほか、所要の改正を行います。

(例) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

非住宅部分のみの場合で当該部分の面積の合計が三〇〇平方メートル以上

一、〇〇〇平方メートル未満のもの 一六、七〇〇円

二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例(条例第一七号)

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第三〇二号)の施行等に伴い、公立小学校等に係る規定を改めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和三年四月一日ほかから施行します。

●東京都市計画事業新宿駅直近地区土地区画整理事業施行規程(条例第一八号)

一 新宿区新宿駅付近における土地区画整理事業の施行について必要な事項を定めます。

(例) 事業の施行地区 新宿区新宿三丁目及び同区西新宿二丁目の各一部

二 この条例は、東京都規則で定める日から施行します。

条 例

東京都学校経営支援センター設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十一号

東京都学校経営支援センター設置条例の一部を改正する条例
東京都学校経営支援センター設置条例(平成十七年東京都条例第三百三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「東京都立の」の下に「小学校、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十二号

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例
学校職員の定数に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「三三、七八八人」を「三三、二一六人」に改め、同表二の項中「一五、八一一人」を「一六、〇六二人」に改め、同表三の項中「一〇、六九九人」を「一〇、五四三人」に改め、同表四の項中「五、九一一人」を「五、九七六人」に改め、同表合計の項中「六五、二〇九人」を「六五、七九七人」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十三号

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例(昭和四十九年東京都条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「都立の」の下に「小学校、」を加える。

第七条第一項及び第十二条第一項中「、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、公布の日から施行する。

(都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の読替え)

2 この条例の施行の日から令和五年三月三十一日までの間、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例(令和元年東京都条例第三十六号)附則第四項中「令和二年四月一日」とあるのは「令和三年四月一日」と、「改正後の条例」とあるのは「都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例(令和三年東京都条例第十三号)による改正後の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例」と、「母子保健健診休暇」とあるのは「育児時間」と読み替えるものとする。

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第十四号

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例(昭和三十九年東京都条例第百十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「基づき」の下に「、小学校」を加える。

別表中一の項から四の項までを二の項から五の項までとし、同表に一の項として次のように加える。

一 小学校

名	称	位	置
東京都立立川国際中等教育学校附属小学校		立川市曙町三丁目十三番十五号	

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第十五号

東京都立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

東京都立学校の授業料等徴収条例(昭和二十二年東京都条例第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「東京都立の」の下に「小学校、」を加える。

第二条第一項第三号中ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 小学校 二、二〇〇円

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第十六号

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表二の部一の項中

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	二万六千円	を
当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの	一万六千円	に、
当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	二万六千円	を
建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	二万六千円	を
建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの	一万六千円	に、
建築物の延べ面積が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	二万六千円	を
当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	二万六千円	を
当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの	一万六千円	に、
当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	二万六千円	を
当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	三十八万四千円	を

同部二の項中

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの	三十万円	に、
当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	三十八万四千円	を
建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	三十八万四千円	を
建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの	三十万円	に改め、
建築物の延べ面積が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	三十八万四千円	を
当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万八千円	を
当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの	一万一千円	に、
当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万八千円	を
建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万八千円	を
建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの	一万一千円	に、
建築物の延べ面積が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万八千円	を
当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	九万六千円	を

<p>省令(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下この表において「省令」という。)第一条第一項第一号イの一次エネルギー消費量(以下この表において「一次エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第十条第一号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下この表(五の項を除く。)において同じ。)による場合</p>		<p>二千平方メートル未満のもの</p>
<p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>二十一万五千七百円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>三十万九千円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>三十七万一千円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が三千平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が三千平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>四十三万五千円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	<p>三十七万七千円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が五平方メートル以上一十平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が五平方メートル以上一十平方メートル未満のもの</p>	<p>五十二万三千七百円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの</p>	<p>六十四万六千円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの</p>	<p>七十六万三千円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの</p>	<p>八十七万一千円</p>

を

<p>モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下この表において「省令」という。)第一条第一項第一号イの一次エネルギー消費量(以下この表において「一次エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。二の項、五の項及び六の項において同じ。)による場合</p>		<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上一千平方メートル未満のもの</p>
<p>当該部分の床面積の合計が一千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が一千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>十一万七千円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>十四万五千七百円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>二十一万五千七百円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	<p>三十万九千円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>三十七万七千円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの</p>	<p>四十三万五千円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が三千平方メートル以上一十平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が三千平方メートル以上一十平方メートル未満のもの</p>	<p>二十八万四千四百円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が五平方メートル以上一十平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が五平方メートル以上一十平方メートル未満のもの</p>	<p>三十六万七千七百円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの</p>	<p>五十二万三千七百円</p>

に

改め、同部二の項中

(一) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合				(一) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合			
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が三千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
一萬二千八百円	十四万一千円	十一万三千円	九万円	五万六千四百円	一万九千五百円	八十七万一千円	七十六万三千円 六十四万六千円

を

			モデル建物法による場合					
当該部分の床面積の合計が五百平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	
二十一万六千円	十六万五千円	十万二千円	十四万一千円	十一万三千円	九万円	五万六千四百円	一万九千五百円	

に

モデル建物法による場合		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上 一平方メートル未満のもの		七万七千六百円
		当該部分の床面積の合計が一千平方メートル以上 二千平方メートル未満のもの		十万二千百円
標準入力法等による場合		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		六十一万円
		当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上 二万五千平方メートル未満のもの		五十三万五千円
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上 一万平方メートル未満のもの		四十五万三千円
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上 五千平方メートル未満のもの		三十六万六千七百円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上 二千平方メートル未満のもの		二十五万七千百円
		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		三十万五千円

を

標準入力法等による場合		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		十六万五千百円
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上 一万平方メートル未満のもの		二十一万六千円
		当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上 二万五千平方メートル未満のもの		二十六万円
		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		三十万五千円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上 一千平方メートル未満のもの		十九万九千二百円
		当該部分の床面積の合計が一千平方メートル以上 二千平方メートル未満のもの		二十五万七千百円
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上 五千平方メートル未満のもの		三十六万六千七百円
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上 一万平方メートル未満のもの		四十五万三千円
		当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上 二万五千平方メートル未満のもの		五十三万五千円
		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		六十一万円

に

改め、同部三の項中「第三十条第一項の」を「第三十五条第一項の」に、「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に、「第三十条第一項各号」を「第三十五条第一項各号」に、	
以上のもの	以上
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上 二千平方メートル未満のもの	二万七千円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上 一千平方メートル未満のもの	一万六千七百円
当該部分の床面積の合計が一千平方メートル以上 二千平方メートル未満のもの	二万七千円
モデル建物法による場合	八万七千円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	四十三万五千円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上 二千平方メートル未満のもの	十四万五千七百円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上 五千平方メートル未満のもの	二十三万五千七百円
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上 一万平方メートル未満のもの	三十万九千円
当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上 二万五千平方メートル未満のもの	三十七万一千円
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上	四十三万五千円

標準入力法等による場合	
以上のもの	二十二万七千円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	三十六万七千円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上 二千平方メートル未満のもの	五十二万三千七百円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上 五千平方メートル未満のもの	六十四万六千円
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上 一万平方メートル未満のもの	七十六万三千円
当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上 二万五千平方メートル未満のもの	八十七万一千円
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上	八十七万一千円
モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第十条第一号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。四の項において同じ。）による場合	八万七千円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	十一万七千円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上 二千平方メートル未満のもの	十四万五千七百円

標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。四の項において同じ。）による場合

当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上一千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が一千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上のもの
二十万五千七百円	三十万九千円	三十七万一千円	四十三万五千円	二十二万七千円	二十八万四千四百円	三十六万七千円	五十二万三千七百円	六十四万六千円	七十六万三千円

に

改め、同部四の項中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第三十一条第二項」を「第三十六条第二項」に、「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に、「第三十条第一項各号」を「第三十五条第一項各号」に、

当該部分の床面積の合計が二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上三千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が一平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上三千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が一平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上三千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一平方メートル未満のもの
八十七万一千円	七万七千六百円	十萬二千百円	十萬二千百円	一萬九千百円	一萬九千百円	一萬九千百円	一萬九千百円	一萬九千百円	一萬九千百円	一萬九千百円	一萬九千百円

に改め、

を

に、

を

に、

を

同部五の項中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に、「第二条第三号」を「第二条第一項第三号」に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上
二千平方メートル未満のもの

二万七千百円

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上
一千平方メートル未満のもの
当該部分の床面積の合計が一千平方メートル以上
二千平方メートル未満のもの

一万六千七百円
二万七千百円

に

(イ) モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。）による場合

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの

八万七千百円

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの

十四万五千七百円

当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの

二十三万五千七百円

当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの

三十万九千円

当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの

三十七万一千円

当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの

四十三万五千円

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満

二十二万七千百円

を

た一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。）による場合

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの

三十六万七千百円

当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの

五十二万三千七百円

当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの

六十四万六千円

当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの

七十六万三千元

当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの

八十七万一千円

(イ) モデル建物法による場合

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの

八万七千百円

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上一千平方メートル未満のもの

十一万七千円

当該部分の床面積の合計が一千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの

十四万五千七百円

当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの

二十三万五千七百円

(ロ) 標準入力法等による場合										
満のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が一千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上一千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二百平方メートル以上三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五十平方メートル以上二百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が十平方メートル以上五十平方メートル未満のもの	もの
七十六万三千円	六十四万六千円	五十二万三千七百円	三十六万七千円	二十八万四千四百円	二十二万七千円	四十三万五千円	三十七万一千円	三十万九千円		

に

(一) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合										
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が一千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五百平方メートル以上一千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二百五十平方メートル以上五百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五十平方メートル以上二百五十平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が十平方メートル以上五十平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五平方メートル以上十平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二平方メートル未満のもの
八十七万一千円	五万六千四百円	九万円	十一万三千円	十四万一千円	一万九千円	一万九千円	一万九千円	一万九千円	一万九千円	五万六千四百円

改め、同部六の項中

を

標準入力法等による場合	モデル建物法による場合								
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
二十五万七千円	三十万五千元	二十六万円	二十一万六千元	十六万五千円	十万二千円	十四万一千円	十一万三千元	九万円	
を					に				

モデル建物法による場合									
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二千平方メートル未満のもの
二十一万六千元	十六万五千円	十万二千円	七万七千六百元		六十一万円	五十三万五千元	四十五万三千元	三十六万六千七百円	

標準入力法等による場合		が一万平方メートル以上 二万五千平方メートル未 満のもの	二十六万円
標準入力法等による場合		当該部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル 以上のもの	三十万五千元
標準入力法等による場合		当該部分の床面積の合計 が三百平方メートル以上 一千平方メートル未満の もの	十九万九千二百円
標準入力法等による場合		当該部分の床面積の合計 が一千平方メートル以上 二千平方メートル未満の もの	二十五万七千円
標準入力法等による場合		当該部分の床面積の合計 が二千平方メートル以上 五千平方メートル未満の もの	三十六万六千七百円
標準入力法等による場合		当該部分の床面積の合計 が五千平方メートル以上 一万平方メートル未満の もの	四十五万三千元
標準入力法等による場合		当該部分の床面積の合計 が一万平方メートル以上 二万五千平方メートル未 満のもの	五十三万五千元
標準入力法等による場合		当該部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル 以上のもの	六十一万円

改め、同部備考中「第二十九条第三項各号」を「第三十四条第三項各号」に改め、同部備考十四を同部備考十六とし、同部備考十から備考十三までを同部備考十二から備考十五までとし、同部備考九中「建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）を「向上計画認定申請手数料等」に改め、同部備考九

に

を同部備考十一とし、同部備考一から備考八までを同部備考三から備考十までとし、同部に備考一及び備考二として、次のように加える。

- 一 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の三の部の項(二)、同部二の項(二)、同部五の項(二)の(ロ)又は同部六の項(二)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

- 二 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第十条第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の三の部の項(二)の(ロ)又は同部四の項(二)の(ロ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十七号

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成十五年東京都条例第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「次条から第十三条までに定める」を「次の各号に掲げる建築物の区分に並び、それぞれ当該各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 次号に掲げる建築物以外の特別特定建築物 次条から第十三条までに定めるもの
- 二 条例対象小規模特別特定建築物 令第十条第一項の基準によるもの及び次条から第十三条までに定めるもの

第十二条の次に次の一条を加える。

（公立小学校等に関する読替え）

第十二条の二 公立小学校等についての第六条から第九条まで及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、前条中「特別特定建築物」とあるのは「公立小学校等」とする。

第十三条中「前条まで」を「第九条まで及び第十二条」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定及び同条に各号を加える改正規定は、同年十月一日から施行する。

東京都市計画事業新宿駅直近地区土地区画整理事業施行規程を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第十八号

東京都市計画事業新宿駅直近地区土地区画整理事業施行規程

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 費用の負担（第六条）

第三章 土地区画整理審議会（第七条―第十五条）

第四章 地積の決定の方法（第十六条―第十八条）

第五章 清算（第十九条―第二十一条）

第六章 雑則（第二十二条―第二十四条）

附 則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号。以下「法」という。）第三条第四項の規定により東京都（以下「施行者」という。）が施行する東京都新宿区新宿駅付近における土地区画整理事業（以下「事業」という。）に関する法第五十三条第二項各号に掲げる事項その他必要な事項は、この条例の定めるところによる。

（事業の名称）

第二条 事業の名称は、東京都市計画事業新宿駅直近地区土地区画整理事業という。

（施行地区）

第三条 事業の施行地区は、東京都新宿区新宿三丁目及び同区西新宿一丁目の各一部とする。

（事業の範囲）

第四条 事業の範囲は、法第二条第一項及び第二項に規定する事業とする。

（事務所の所在地）

第五条 事業の事務所の所在地は、東京都中野区中野一丁目二番五号東京都第二市街地整備事務所内とする。

第二章 費用の負担

（費用の負担）

第六条 事業の施行に要する費用は、施行者が負担する。

2 前項の費用は、施行地区内の宅地の所有者（以下「宅地所有者」という。）から徴収する負担金（以下この条において「負担金」という。）を充てるものとする。

3 負担金の額は、宅地所有者が事業の施行により受ける利益を限度として、年度ごと

に施行者が定める。

4 負担金の徴収の時期、徴収の方法その他負担金に関し必要な事項は、東京都規則（以下「規則」という。）で定める。

第三章 土地区画整理審議会

（審議会の設置）

第七条 事業を施行するため、東京都市計画事業新宿駅直近地区土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（委員の定数）

第八条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、十人とする。

2 前項に規定する委員の定数のうち、法第五十八条第一項の規定により宅地所有者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者（以下「借地権者」という。）がそれぞれのうちから各別に選挙する委員の数の合計は、八人とする。

3 第一項に規定する委員の定数のうち、法第五十八条第三項の規定により知事が土地区画整理事業について学識経験を有する者（以下単に「学識経験を有する者」という。）のうちから選任する委員の数は、二人とする。

（委員の任期）

第九条 委員の任期は、五年とする。

（立候補制）

第十条 法第五十八条第一項の規定により選挙すべき委員は、候補者のうちから選挙する。

（予備委員）

第十一条 審議会に、宅地所有者から選挙される委員及び借地権者から選挙される委員についての予備委員をそれぞれ置く。

2 予備委員の数は、宅地所有者から選挙すべき委員又は借地権者から選挙すべき委員の数（委員の数が奇数のときは、その数から一を減じた数）のそれぞれ半数とする。ただし、選挙すべき委員の数が一人の場合は、一人とする。

3 予備委員は、委員の選挙において、当選人を除いて、次条に定める数以上の有効投票を得た者のうち得票数の多い者から順次定めるものとし、得票数が同じであるとき

は、知事がくじで定める。

4 法第五十九条第五項の規定により予備委員をもって委員を補充する場合は、前項の規定により予備委員を定めた順位に従って、順次補充する。

5 知事は、予備委員をもって委員を補充した場合は、補充により委員となった者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を公告するとともに、委員となった者にその旨を通知しなければならない。

6 補充により委員となった者は、前項の規定による公告のあった日から委員としての資格を取得する。

（当選人又は予備委員となるために必要な得票数）

第十二条 当選人又は予備委員となるために必要な得票数は、当該選挙において、宅地所有者及び借地権者からそれぞれ選挙すべき委員の数でその選挙におけるそれぞれの有効投票の総数を除して得た数の十分の一以上の数とする。

（委員の補欠選挙）

第十三条 宅地所有者から選挙された委員又は借地権者から選挙された委員の欠員の数がそれぞれの委員の定数の三分の一を超えた場合において、委員に補充すべき予備委員がないときは、それぞれの委員の補欠選挙を行うものとする。

（学識経験委員の補充）

第十四条 知事は、学識経験を有する者のうちから選任した委員に欠員を生じたときは、速やかに補欠の委員を選任する。

（権利者の数が委員の定数に満たない場合の審議会の構成）

第十五条 宅地所有者及び借地権者の数が第八条第二項に規定する選挙すべき委員の数に満たない場合においては、第十条の規定にかかわらず、宅地所有者又は借地権者で委員となることを承諾したものが、委員となるものとする。

2 知事は、前項の場合においては、第八条第三項の規定にかかわらず、宅地所有者及び借地権者の数の四分の一を超えない範囲内において（その数の四分の一が一人に満たないときは、一人）、学識経験を有する者のうちから委員を選任するものとする。

3 宅地所有者及び借地権者の数が選挙すべき委員の数を超えた場合においては、直ちに、宅地所有者及び借地権者が、それぞれのうちから各別に委員の選挙を行うものと

する。

4 前項の規定による選挙が行われた場合において、第一項及び第二項の規定により委員となった者の任期は、第九条の規定にかかわらず、前項の選挙による審議会が発足する日の前日までとする。

第四章 地積の決定の方法

(基準地積)

第十六条 換地計画において換地及び清算金額を定めるときは、基準となる従前の宅地各筆の地積（以下「基準地積」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）現在におけるその登記されている地積とする。

(基準地積の更正等)

第十七条 宅地所有者は、その登記されている地積が事実と相違するときは、施行日から六十日以内に、規則で定めるところにより、施行者に基準地積の更正を申請することができる。

2 施行者は、前項の規定による申請があった場合は、申請人の立会いを求めて、当該申請に係る宅地の地積を実測により確認しなければならない。この場合において、宅地の地積の実測に当たり必要があるときは、その宅地に隣接する宅地の所有者の立会いを求めることができる。

3 施行者は、前項の規定により確認した地積が前条の基準地積と相違する場合は、その基準地積を更正しなければならない。

4 施行者は、道路に囲まれた区域その他適当と認める区域について実測その他必要な調査により得た地積がその区域内の宅地各筆の基準地積を合計した地積と相違する場合は、その差をその区域内の宅地各筆（前項の規定により基準地積を更正した宅地を除く。）の基準地積にあん分して加え、又は減じることにより、宅地各筆の基準地積を更正しなければならない。

5 施行日後に分割した宅地の分割後の宅地各筆の基準地積は、分割前の宅地の基準地積を分割後の宅地各筆の登記された地積にあん分して得た地積とする。ただし、分割後の宅地各筆のうち一筆を除いてそれぞれの宅地の地積を実測し、かつ、当該実測に基づき全ての宅地各筆が登記された場合は、当該実測して得た地積をもって実測した

宅地各筆の基準地積とし、分割前の宅地の基準地積から当該実測した宅地各筆の基準地積の和を減じて得た地積を実測していない宅地の基準地積とする。

6 前項ただし書の規定により基準地積を決定した場合において、実測していない宅地の地積を実測し、かつ、当該実測に基づいて当該宅地の登記を更正したときは、当該更正した登記をもって当該宅地の基準地積とする。ただし、分割前の宅地の基準地積が第四項の規定により更正されている場合において、分割後の実測していない宅地の基準地積が当該宅地の登記されている地積を上回るときは、この限りでない。

(基準権利地積)

第十八条 換地計画において換地について所有権以外の権利（処分を制限を含む。以下この条において同じ。）の目的となるべき宅地又はその部分及び清算金額を定めるときは、基準となる従前の宅地について存する所有権以外の権利の目的である宅地又はその部分の地積（以下「基準権利地積」という。）は、その登記のしてある地積（以下「登記地積」という。）又は法第八十五条第一項の規定による申告に係る地積（地積の変更について同条第三項の規定による届出があったときは、その地積とする。以下「申告地積」という。）とする。ただし、その登記地積又は申告地積が当該権利の存する宅地の基準地積に符合しないときは、施行者がその宅地の基準地積に符合するようにあん分その他適当と認める方法により定めた地積をもってその基準権利地積とする。

第五章 清算

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第十九条 法第一百十条第一項の規定による清算金（法第一百一十一条の規定により相殺した場合においては、その相殺した後の残額。以下この条において同じ。）で、その額が十万円以上のものは、分割徴収し、又は分割交付することができる。

2 清算金を分割徴収する場合において当該清算金に付すべき利子の利率は、法第百三条第四項の規定による公告があった日の翌日における法定利率以内で規則で定めるところとする。

3 第一項の分割徴収又は分割交付を完了する期限及び分割の回数、当該徴収し、又は交付すべき清算金の額に応じ、それぞれ別表第一又は別表第二に定めるところによ

る。

4 清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第二回以降毎回徴収し、又は交付すべき元金額は、徴収し、又は交付すべき清算金の総額を分割の回数で除して得た額(百円未満の端数があるときは、百円未満の額を切り捨てて得た額)とし、第一回に徴収し、又は交付すべき金額は、清算金の総額から第二回以降に徴収し、又は交付すべき元金額の合計額を控除した額とする。

5 施行者は、清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合は、毎回の徴収し、又は交付すべき期限及びその金額を定めて、清算金を徴収し、又は交付すべき者に通知しなければならぬ。

6 清算金を分割して納付すべき者は、規則で定めるところにより、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。

7 施行者は、清算金を分割して納付すべき者が納付すべき金額を納期限までに納付しないときは、未納の清算金の全部又は一部につき、納期限を繰り上げて徴収することができる。

(延滞金)

第二十条 法第百十条第四項の規定により徴収することができる延滞金は、当該督促に係る清算金の額(以下「督促額」という。)が千円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、督促額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付のあった督促額を控除した額とする。

2 前項の延滞金の額が百円未満である場合においては、これを徴収しないものとする。(仮清算金への準用)

第二十一条 第十九条第一項及び第五項並びに前条の規定は、法第百二条の規定により仮清算金を徴収し、又は交付する場合について準用する。

2 前項において準用する第十九条第一項及び第五項の規定により分割徴収し、又は分割交付する仮清算金に係る当該分割徴収又は分割交付の時期及び完了の期限、分割の

回数その他仮清算金に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 雑則

(換地処分の特例)

第二十二条 施行者は、必要があると認めるときは、換地計画に係る区域の全部について事業の工事が完了する以前においても換地処分をすることができる。

(法第二条第二項に規定する工作物その他の物件)

第二十三条 施行者は、法第二条第二項に規定する工作物その他の物件に係る工事の完了後又は施行者が換地処分をした後に、当該工作物その他の物件の管理を管理すべき者に引き継ぐものとする。

(委任)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表第一(第十九条関係)

徴収すべき清算金の総額	分割徴収する期限	分割の回数
十万元以上五千万円未満	六月以内	二
五千万円以上	一年以内	三

別表第二(第十九条関係)

交付すべき清算金の総額	分割交付する期限	分割の回数
十万元以上五千万円未満	六月以内	二
五千万円以上	一年以内	三

行 東 京 都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価

本号 五〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

